令和８年（フ）第１５０号
宮城県石巻市須江字しらさぎ台１丁目８番地１　サービス付き高齢者向け住宅虹の丘101号、前住所宮城県石巻市広渕字柏木前128番地２　クラウン102号
債務者　佐々木巳代子
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１７６号
秋田市桜一丁目13番７号　ハイシティ長谷川第２　302号
債務者　保坂　良英
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1322
債務者　菅原　周次郎
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４号
秋田市土崎港北四丁目８番38号　ミニマンション101、住民票上の住所秋田市土崎港北五丁目２番８号
債務者　船木　　恵
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６７号
茨城県土浦市木田余西台６番６号　エルディムＱ204
債務者　川面　正光
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２７４号
茨城県つくば市谷田部6892番地４
債務者　大谷　茉奈（旧姓長尾）
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第９８号
千葉県茂原市早野1043番地１
債務者　北田　春夫
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第３８５号
新潟市西区坂井東４丁目28番５号
債務者　北上　正夫
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９４号
新潟市北区嘉山６丁目３番19号　ハイツクリーク103号
債務者　小出　　直（旧姓保大木）
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２０号
新潟市西区上新栄町２丁目14番35号　ＬＵＮＡロッソ202
債務者　中村　望夢
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３８号
新潟市江南区木津３丁目２番38号
債務者　小野塚　淳
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５６号
新潟市江南区亀田向陽３丁目13番７号　シャンフルール302号
債務者　北村　航也
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２０号
富山県南砺市高瀬669番地５　ビレッジハウス高瀬１号棟0505号室、住民票上の住所富山県高岡市下麻生伸町859番地76
債務者　吉本　朱美
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２４１号
福岡県福岡市城南区東油山３丁目31番19―１号、申立時の住所山梨県笛吹市御坂町竹居818番地
債務者　永野　範子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９５号
山梨県笛吹市御坂町成田2661番地８
債務者　須田　勝美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０５号
山梨県南アルプス市あやめが丘1949番地90
債務者　松山　京子（旧姓田畑）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１１号
山梨県甲府市住吉５丁目14番16号　住吉ハイツ202、前住所山梨県甲府市大里町2274番地１　桜林住宅Ｆ
債務者　玉川　　剛
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係